

五世紀代二人物の実在性について

——葛城襲津彦と雄略天皇——

奥 田 尚

A study of the reality of the two persons said to
have lived in Japan in the 5th century

Hisashi OKUDA

(一)

5世紀の日本において、その実在が確実だとみられる人物は、少なくとも2人いるとされている。その1人は4世紀末から5世紀初頭にかけて、朝鮮半島を舞台に活躍した葛城襲津彦である。もう1人は5世紀末の天皇雄略である。葛城襲津彦の実在は井上光貞氏の論証によって、雄略の実在は1968（昭和43）年発掘され1978（昭和53）年発見された埼玉県行田市の稲荷山古墳出土鉄剣銘によって、ほぼ確実なものとするのが定説である。

葛城襲津彦の実在は、彼とほぼ同時代人とみられる応神天皇の実在を間接的に証明するものとみなされ、さらに彼の娘の磐之媛とその息子履中・反正・允恭の実在をも推測せしめるものである。一方、鉄剣銘という文献史料以外の史料で確認された雄略天皇の実在は、『古事記』（以下『記』と略称）・『日本書紀』（以下『紀』と略称）の少なくとも5世紀末の部分の信憑性を一挙に高める意味を有するものである。

このように2人の人物の実在が揺がないものであるとすれば、少なくとも『記』・『紀』の応神朝（以下、応神記・応神紀などと略称）から雄略朝までの5世紀代の記述は、何らかの形で（少なくとも皇統譜の一定部分は）信頼するに足る史料であることになる。したがって2人の人物の実在性の検討という課題は、いわば5世紀代の歴史を検討しようとする際に避けて通ることのできないもので、この検討の結果如何によっては、5世紀代のイメージが大きく左右されるといっても過言ではなからう。まず（二）・（三）・（四）で葛城襲津彦の実在を、（五）・（六）で雄略天皇の実在を再検討してみたい。

(二)

葛城襲津彦の実在を実証した井上光貞氏の論文は「帝紀からみた葛城氏」である。この論文

は1956年に『古事記大成』第4巻に発表され、後1965年井上氏の論文集『日本古代国家の研究』の第I部第一章に収められた。

この井上氏の論考以外に葛城襲津彦の存在を正面から論じた業績はないようで、古代国家史の研究史をまとめておられる鈴木靖民氏によれば「井上は応神の皇后イハノヒメの父で、新羅派遣將軍の葛城襲津彦が、また大王家では応神が実在の人物と考えられ^{〇中}襲津彦が熊襲の男の意だと解することにもとづく点などはのち批判を受けるが（上田正昭『大和朝廷』〈角川新書〉）、ともかく水野説を發展させた形の井上説の出現で、応神王朝（仁徳王朝）説はにわかにクローズ・アップされることとなった¹⁾」と記されている。

鈴木氏の説中の上田正昭氏は、鈴木氏の述べられた如く襲津彦と熊襲を関連させることに反対しておられるが、「この襲津彦という人物も、三八二年（壬午）に派遣されたと『百濟記』に明記されている“沙至比蹠”のことである²⁾」と註に井上論文を引用して述べておられる。

さらに最近では川口勝康氏は「井上は^{〇中}さらに『日本書紀』に引用された『百濟記』の“沙至比蹠”は葛城ソツ彦にあたり、その女のイハノヒメが仁徳の太后であることから、ソツ彦と同じ世代の応神の実在性までが証明できるとしたのである⁴⁾」と述べられ、「このような外的資料による史実の確認法は、もっとも基準になる方法として継承されねばならないが、あくまで確認されたのは史実の一端にすぎないから、それを応神以降の帝紀全般におよぼすのは拡大解釈といわれねばならない⁵⁾」と評しておられる。川口氏も襲津彦の実在は史実とみておられるようである。

このように井上説は定説として支持され、異論はないように見受けられる。葛城襲津彦の実在を再検討するということは、とりも直さず井上説の再検討ということになるので、次に井上説を紹介してみたい。

井上氏は同論文の「一 帝紀の性質」の項において、武田祐吉氏の『古事記研究——帝紀攷』にみられる帝紀の性質の7項目中の(一)御統柄、(二)御名、(三)皇居と治天下、(四)后妃と皇子・子女、(七)宝算・崩御年月日・山陵、の5項目をほぼ確実に帝紀に存したものとされた。その成立年代については津田左右吉氏の『日本古典の研究(上)』の継体・欽明朝説を、弾力性をもたせて理解したいとされ、6世紀なかばとみられる。

「二 帝紀の信憑性」においては、(イ)倭の五王、(ロ)一①熊本県玉名郡江田船山古墳出土太刀銘、(ロ)一②和歌山県橋本市隅田八幡宮人物画像鏡銘、(ロ)一③養老5年下総国葛飾郡大嶋郷戸籍、(ロ)一④同年同国倉麻郡意布郷戸籍断簡、(ハ)応神・仁徳・履中陵の比定、などの「外的証拠」によって、(七)の宝算・崩御年月日を除く山陵を含めた5項目については「史実にもとづくもので、後世の架空の想像によるものではなかったことが推定されてくるのである⁶⁾」とされた。

「三 帝紀からみた葛城氏の歴史」では、(イ)葛城ソツヒコ・イワノヒメ・クロヒメ・ツブラノオミ・カラヒメの名が帝紀にあったこと、(ロ)葛城ソツヒコはなにがしかの史実を反映してい

ること、したがって(イ)他の帝紀にみえる葛城氏の存在も史実を反映していること、を述べておられる。「三」の中核となるのは(ロ)であり、(ロ)の検討が拙稿の課題でもある。

「むすび」では、5世紀の帝紀はある程度史実にもとづき、「葛城氏こそ史上に実在のたしかめられる最初の氏族⁷⁾」であり、「六世紀のなかば、口伝にもとづいて帝紀が作られた時、当時の宮廷人の人名の記憶には限界があったとおもっている。そしてその限界は、皇室でいえば応神であり、氏族でいえば、これと同時代の葛城ソツヒコであり、この二人はあたかもたれこめた霽の中から忽然とあらわれてくるかの感がある」と結んでおられる。

「二」の外的証拠のうち(イ)の倭の五王、(ロ)①・②の金石文、(ウ)の天皇陵比定、については諸説があり見解のわかれるところである。(ロ)③・④の戸籍にみえる名代の問題は、それ自身きわめて重大な問題で簡単に論じられないが、山尾幸久氏¹⁰⁾・原島礼二氏¹¹⁾など井上説を批判する見解も発表されている。それらの結果は「一」に波及するであろうが、当面の拙稿の課題ではないので、これ以上の論及はひかえておきたい。

「三」については(ロ)が中心となるのであるが、これについてももう少し詳しく井上氏の見解をみておこう。井上氏は神功紀62年条本文に

新羅不朝。即年。遣襲津彦撃新羅。

とあり、分注に引用された『百濟記』にみえる人名の「沙至比跪」がこの「襲津彦」に対応するとされた。「ソツヒコ」の「ソ」と「サチヒコ」の「サ」、前者の「ツ」と後者の「チ」は交替しやすいことが理由である。分注の『百濟記』の物語りを次のように分析された。

分注の百濟記によると、壬午年に新羅が叛したので日本は沙至比跪をして討たしめた。しかるに沙至比跪は美女にまどい、新羅のためをはかって加羅を討った。そこで加羅国王の一族は人民をひきいて百濟に逃げこんだが、国王の一族がこれを日本に訴えたので、日本は木羅斤資をつかわしてその社稷を復したというのである。ここにかかげてある百濟記は、百濟に都合のよい書きぶりをしているにしても、大方は史実を伝えている書とみられている。従って中心人物としての沙至比跪は木羅斤資とともに実在の人物であり、彼が新羅に将としてつかわされたことや、新羅を討たずに反って加羅を伐ち、將軍の再派遣となったことなどは、まごうことのない歴史的事実であった。また書紀はこの年を神功皇后六十二年^(ママ)年(二六二)のこととしているが、この年立てが前にも述べた干支二運くりあげの操作によるものであることも疑えないところであるから、沙至比跪の派遣は三八二年(壬午)のことであって、それは讀すなわち仁徳か履中よりも前のこと、¹²⁾ 応神かまたはその直前のことであろう。

この分析のほか井上氏は三点にわたって『紀』にみえる襲津彦傳承を分析しておられる。きわめて慎重かつ精緻な分析であることはいうまでもないが、それに比すれば上に引用した部分の分析は少々慎重さを欠くかの印象を受ける。それは『百濟記』が「大方は史実を伝えている書とみられている¹³⁾」とあっさり断定されたことによる印象である。この部分には註が付され

ていて、池内宏『日本上代史の一研究』一〇四頁と末松保和『任那興亡史』（旧版）四一頁に依拠しての論断であることがわかる。

池内氏の当該著書は新版が出されており、手元にそれしかないので一〇四頁に該当する部分が不明である。新版一〇四頁には『百濟記』への論及はなく、『百濟記』に論及された部分のひとつには「日本書紀の編纂せられた当時わが国に伝わっていたらしい百濟記という書は、おそらく旧三国史の編まれたとき、その参考材料となった諸記録の一であろうと思われる。ただ作者も製作年代もわからぬから、史料としての価値も定めたいが、第二章にのべたごとく、百濟には近肖古王のときから記録があったというのであるから、だいたい確かな事実を伝えた古記であるとみておいてよさそうである¹⁴⁾」と記しておられる。

末松氏の著書も、手元にあるのは1977（昭和52）年の第六刷であり新版かもしれないが、これは四一頁に『百濟記』に関する記述がある。「百濟記は、百濟の古史であるから、その心して読まねばならぬが、それにしても、これほどはっきりと加羅と日本と新羅とが、対立して書かれた記録はめづらしいといはねばならぬ。日本が沙至比羅を遣はして新羅を討たしめた理由、沙至比羅が新羅を討たなかった理由は、説話めいて、そのまま受け取り難いが、沙至比羅が新羅を討たず、かへって加羅を伐ったこと、加羅王が、一族をひきつれて百濟に奔入したこと、木羅斤資が改めて遣はされ、加羅を復興したこと、それらすべてのことは、事実として認められる¹⁵⁾」と述べておられる。

池内氏によれば『百濟記』は「だいたい確かな事実を伝えた古記」であり、末松氏によれば「説話めいて、そのまま受け取り難い」部分と「事実として認められる」部分のあることがわかる。

『百濟記』を含めて『百濟本記』・『百濟新撰』の三書は『紀』の分注に使用され、いわゆる「百濟三書」とよばれるが、この研究は池内氏・末松氏の著作当時よりは、当然のことながらはるかに進展している。1978年までの研究史は笠井倭人氏により、要をえた概括がなされている¹⁶⁾。笠井氏によれば

- (1) 原文潤色説（津田左右吉¹⁷⁾）対原文非潤色説＝呈上説（坂本太郎¹⁸⁾・三品彰英¹⁹⁾・井上秀雄²⁰⁾）
- (2) 成書将來說（津田・今西龍²¹⁾・三品・井上）対原史料将來說（坂本）
- (3) 推古朝を下限とする撰述説（木下礼二²²⁾・三品・井上）対大化以後撰述説（坂本）

の対立点が存在し、「諸先学の不一致点を一挙に解明するような論攷を期待することは、現段階においては望蜀の願いにも似ている²³⁾」とまとめておられる。これに笠井氏の論考と笠井氏が「追記」に記された丁仲換氏²⁴⁾のもの、「再追記」に記された山尾幸久氏²⁵⁾のものを加え、さらに1977年発表の姜斗興氏²⁶⁾の論文と1980年の井上秀雄氏²⁷⁾の論文を加えうる。

丁氏の説は「百濟三書」を百濟王都の移動に関連づけ、『百濟記』は慰礼（広州）時代の、『百濟新撰』は熊津（公州）時代の、『百濟本記』は扶余時代の史書とみて、呈上説を否定し、さら

に『紀』編纂時に亡命百済人の手によって改修が加えられた、とされた。

笠井氏は三書は共通した編纂方針をもち、接近した時代の撰述で、本格的な百済史書であり、推古朝を上限とする時期に日本にもたらされた、とされる。『百済本記』は武寧・聖明王代を対象とし、三品説に依拠して威徳王代に撰述されたとき、『百済記』は武寧と直系関係をもつ蓋鹵王代までの史書、『百済新撰』は蓋鹵——武寧の直系に対する傍系の昆支——東城王代の史書とみておられる。山尾氏も笠井説同様に百済王統の三分観から理解しようとしておられる。

姜氏は明言しておられないが、百済での撰述に反対しておられるようである。「百済三書」の人名表記と『三国史記』百済本記の史読表記人名との対比が立論の根拠で、「百済三書」自体の分析ではない。

井上氏は『百済本記』は6世紀前半の武寧・聖明王代の対日関係史で、『百済記』はそれに架乗してそれ以前にも類似した対日関係があったとする歴史書で、前者は推古朝前半に、後者は百済滅亡直後に撰述された、とされる。『百済新撰』は史料系統を異にすると指摘され、それ以上の言及はしておられない。

以上のようにやはり笠井氏がまとめられた諸説併立の状況にあるといえる。拙稿の当面の課題である『百済記』にしばって、もう少し詳しくみておきたい。

(三)

笠井氏によって「『百済記』は、それが百済系史料の故にか、ともすれば、徒来安易な原典批判に終始しがちであった。三品論文は、そうした学界の趨勢に対して重要な警告を発したものと²⁸⁾いってよかろう」と評された三品氏の²⁹⁾論考が『百済記』を扱う際の基礎となるであろう。三品論文中の関係部分をまとめてみると

- ① 『百済記』には日本を指す「貴国」の用語が原文にあり、日本を相手とし日本側に読んでもらうことを企図した書物らしい。
- ② 『百済記』の記述が近肖古王代から始まるのは、日本と百済の関係がこの王代から始まるためである。
- ③ 『百済記』と『百済本記』で一応は前後相通じ、『百済新撰』はこの二書と性格を異にする。
- ④ 『百済記』・『百済本記』は加羅諸国およびその韓南地域に対する百済の特殊権益』の成立を主張し、加羅問題に関する百済の既得権の歴史的根拠を述べている。
- ⑤ 『百済記』と『百済本記』では、『百済本記』の方が歴史としての信憑性がある。
- ⑥ 『百済記』は敏達・推古の時代の任那復興計画などが推移する時点において、百済が日本に主張する歴史的根拠を撰述したものであろう。
- ⑦ 『百済記』の方が古い時代の、『百済本記』の方が新しい時代の撰述である。

一応このように7点にまとめることができるが、このうちの④・⑤が『百済記』の史料批判としては画期的な意味を有する。三品氏は同論文において、神功紀49年条の百済肖古王父子と日本の盟約の記事は、欽明紀2月4月条にみえる聖明王の近肖古王・貴須王に対する回顧記事と対応し、聖明王代の理想像を投影したものが神功紀49年条であるとされた。また別論文においては、神功紀49年条の加羅七国の平定記事は欽明朝をあまり遠く遡らない時期の歴史的事実に基づくことを論じておられる。³⁰⁾

この三品氏の批判を一貫させれば当然に神功紀62年条の『百済記』に及び、それもやはり欽明朝頃の歴史的事実の反映ということになる筈である。したがって葛城襲津彦＝沙至比脆の虚構性も明らかになると考えられるが、これについては三品氏は「井上光貞博士は襲津彦の實在と仁徳以後継体までの帝紀的記載の天皇をはじめ皇妃・皇子・媛の名を信憑度の高いことを推論し、私もまた賛意を表したところである³¹⁾」と述べておられ、残念ながら神功紀62年条に及んでおられない。拙稿の中心課題となるのは、神功紀62年条もまた、三品氏が神功紀49年条について論証されたのと同じに論じうることを、実証することである。

三品氏はまた『百済本記』の撰述年代については、『百済本記』が聖明王代で終わっているから「王代史編纂の方式として、それが威徳王代に撰述されたと推断してよかろう³²⁾」と述べておられる。『百済記』については述べておられないし、これと⑥・⑦は併立しえないから、どう考えておられたのか不明である。前引の『百済本記』の撰述年代については、笠井氏は既述のようにこれを断案として支持されたが、たとえば『記』はいかに遡ろうと天武朝以前の完成ではないがその記述は推古朝で終わっており、『紀』は元正朝の成立であるが元明・文武朝の記載はなく持統朝に終ることなどを考えれば、威徳王代と限定するよりももう少し時期の下る可能性をも秘めているとみた方がよいのではなかろうか。『百済記』については後に具体的に言及したい。

また『百済記』の干支は『紀』編者により二巡くりあげて『紀』に採用していることは定説であるが、山尾幸久氏は三巡くりあげられたことを論証された。山尾氏は応神紀25年条分注所引の『百済記』にみえる「木満致」は、『三国史記』百済本紀の蓋鹵王21(475)年9月条にみえる「木務満致」と同一人物であるから、定説のように応神25年を414年とみることはできず、さらに60年くりさげた474年のこととすべきだと説かれた。さらに山尾氏は神功紀49年は定説の369年ではなく429年、神功紀62年は定説の382年ではなく442年のこととみるべきだとも主張される。山尾説にしたがえば、葛城襲津彦は五世紀中葉の人物となり、井上説は根底から揺ぐことになる。しかし山尾説に立脚する場合には、葛城襲津彦の實在そのものは否定されることにはならないといえよう。このためか山尾氏は、井上氏の前掲論文を註に引用して「姻族として葛城地方の部族(かりに「葛城氏」といっておこう)が有力であつたらしいことは、ほぼ推察される³⁴⁾」と述べておられる。

笠井氏は『百済記』について「書名から考え、『百済記』と『百済本記』とは互に対応して撰述されたものと思われる³⁵⁾」として、『百済本記』については三品説を支持し威徳王代撰述とされたことは既にみたとおりである。井上秀雄氏は『百済記』は百済滅亡直後とみておられることも既に述べたが、『百済記』の撰述を古い時期とみた場合には、威徳王代の554年から598年がひとつの目安となる。山尾説のように解してさえ、葛城襲津彦＝沙至比跪の記事の442年とは110ないし150年の距たりがある。この点では『百済記』の信頼性は大いに問題とされざるをえない。

また通説では神功紀・応神紀の百済王暦は『百済記』にもとづいており、干支二運くりあげて『紀』に記されているとする。山尾説では百済王暦以外の『百済記』の記事は三運くりあげられていることになるわけで、『紀』の編者が『百済記』の王暦部分と記事部分とに分けて片方を二運、もう一方を三運くりあげたとみるか、『百済記』の編者が記事部分の干支を一運す³⁶⁾でくりあげており、それを『紀』の編者が全体として二運くりあげたかの両方の場合を考えねばならないことになる。『紀』編者が『百済記』の記事を分割して操作する必然性はないと思われるから、『百済記』の編纂の時点で既に干支一運のくりあげ操作が『百済記』編者の手によってなされていたとみるべきであろう。この点からも『百済記』自体の信憑性は問題とされる³⁷⁾必要があるといえよう。

葛城襲津彦＝沙至比跪の記載のある神功紀62年条分注所引の『百済記』について、具体的にこの点を検討してみたい。

(四)

神功紀62年条所引『百済紀』は次掲の如く4小部分により全文が構成されている。

- (A) 壬午年。新羅不奉貴国。貴国遣沙至比跪令討之。新羅人莊飾美女二人。迎誘於津。沙至比跪。受其美女。反伐加羅国。
- (B) 加羅国王己本旱岐。及兒百久至・阿首至・国沙利・伊羅麻酒・爾汝至等。将其人民。来奔百济。百济厚遇之。
- (C) 加羅国王妹既殿至。向大倭啓云。天皇遣沙至比跪。以討新羅。而納新羅美女。捨而不討。反滅我国。兄弟人民。皆為流沈。不任憂思。故以来啓。
- (D) 天皇大怒。即遣木羅斤資。領兵衆来集加羅。復其社稷。

一見して気付くことは、(A)と(C)が対応関係をもっていることである。また同じ日本を指す用語が(A)では「貴国」、(C)では「大倭」となっていることも注目される。もし何時かの時点で『百済記』全文に改修の手が加えられたとすれば、(C)の「大倭」は「貴国」と改められている筈である。この改変が加えられていないことは、『百済記』は原文のまま『紀』に引用されたことを物語っていると思われる。次に(A)と(C)の対応関係を表示してみよう。

①	②	③
(A) 壬午年。新羅不奉貴國。 (C)	加羅國王妹既殿至。向大倭啓云。	貴國遣沙至比跪令討之。 天皇遣沙至比跪。以討新羅。
④	⑤	
新羅人莊飾美女二人。迎誘於津。沙至比跪。受其美女。 而納新羅美女。	反伐加羅國。 捨而不討。反滅我國。	
⑥	⑦	
兄弟人民。皆為流沈。不任憂思。	故以來啓。	

③・④・⑤が対応しており、(C)⑥は(B)と対応する関係にあることがわかる。3項目の対応項目をもつ(A)と(C)は、(A)の補強材料として(C)が記されたのか、あるいは(A)の記述根拠つまり原資料が(C)であることを示すために記されたのか、の2つの場合が想定できる。(C)⑥が(B)と対応関係にあることは、(C)を基礎に(A)が記述され、別の文(B)が(C)⑥に対応するものとして付加されたと理解でき、後者の理解が妥当であることを証していると思われる。いわば『書紀』の分注に『百濟記』が記されていると同様、『百濟記』の本文(A)・(B)の分注に相当するものが(C)であるといえよう。(D)が(C)の一部なのか、『百濟記』本文つまり(A)・(B)と同列なのかは判断しがたい。(C)に「天皇」の用語があり、(D)にもあるから、(C)・(D)は一連のようにもみえるが、応神紀25年条所引『百濟記』は本文と思われるが、そこにも「天皇」の用語がみえるのである。(D)は一応『百濟記』本文とみなしておきたい。

(C)は『百濟記』本文の(A)・(B)の分注に当るからこそ、日本を指す「大倭」の用語がそのまま残されているのであり、『百濟記』編者が原資料を尊重していることを示すものといえる。したがって(C)③にみえる「天皇」の用語も原資料に存在したとみられ、『百濟記』の依拠した原資料が推古朝を遡りえないことを示しているのである。

数少ない資料からの推論であり危険性は高いことは十分に承知しておかねばならないが、沙至比跪の記述のある原資料が推古朝をあまり遡りえない時点のものであることがわかる。こう考えるとき『百濟記』と『百濟本記』では、三品氏のいわれる如く必ずしも『百濟記』が古いとは考えがたく、井上秀雄氏の如く『百濟記』の方を後代の撰述とも考える。また三品氏が論証されたように、欽明朝をあまり遡らない時期の事実をはるか前代に投影して『百濟記』が叙述されている原因も納得しうる。

したがって、神功紀62年条所引『百濟記』の本文(A)・(B)の原資料(C)自体も、継体・欽明朝の諸事実から造作された可能性が高いものといえよう。そこで(C)にみえる人名の加羅國王妹の「既殿至」の名に着目すると、継体紀7年11月5日条の「伴跛」の「既殿奚」が目される。「既殿奚」はまた欽明2年4月条・同5年11月条の「加羅上首位」の「古殿奚」と同一人物と

みられ、継体・欽明朝に活躍する人物である。「既殿奚」と「既殿至」では「既殿」が一致するが、残る「至」については「既殿奚」と同一史料の継体紀7月11月5日条に「伴岐既殿奚及竹汶至」と列挙された「竹汶至」の「至」と一致する。

次に(C)のもう一人の人名、問題の「沙至比跪」についてはどう考えられるであろうか。この人名に酷似した人名を同時期に求めれば「大伴狭手彦」の「狭手彦」をあげることができる。「沙至比跪」と「襲津彦」は2字の音の交替を想定する必要があるが、「沙至比跪」と「狭手彦」では1音の交替を考えればよく、「チ」と「テ」は充分交替可能の音とはいえないだろうか。

また大伴狭手彦の活動をみると、宣化紀2年10月1日条に「往鎮任那。加救百濟」とあり、任那は加羅国などの総称であるから十分に(C)に伝えられる伝承の背景が成立しているとみられる。(A)①の「壬午年」に注目すれば欽明23(562)年が「壬午年」で、この年8月には狭手彦は「天皇遣大將軍大伴連狭手彦。領兵數萬。伐于高麗」とあるように、高句麗と戦うために朝鮮へ派遣されている³⁸⁾。この年は1月に「任那官家」が新羅に滅ぼされ、7月には大將軍紀男麻呂が任那に派遣され百濟と共に新羅と戦い敗北している。紀男麻呂の軍事行動と大伴狭手彦の軍事行動は一連のものと解しうるから、『紀』には大伴狭手彦の任那・加羅での軍事行動の記載を欠くが、当該地区での軍事行動をさげ高句麗と戦った狭手彦の行動は、(C)⑤の「捨而不討」の原形とみることもできよう。ここまでの臆測は過剰であるとしても、「壬午年」には「加羅国王妹」が日本に対して日本の将軍が新羅と通じて「反滅我国」と訴えた事実があったと想定することはできよう。この事実を記した原資料(C)を、『百濟記』編者が干支何運かの操作を加えて記事としたものが(A)であるとみることも可能であろう。

これらを臆測としてしりぞけたとしてもなお、『百濟記』の本文(A)の原資料が(C)であり、(C)の用語に「天皇」が使用されているのだから、(C)の人名の「沙至比跪」は「天皇」用語の成立代の人名であることだけは確実であろうと思われる。もちろん(C)②の「大倭」はたまたま『百濟記』編者も『紀』編者も潤色し忘れ、(C)③の「天皇」のみは潤色を忘れなかったとみればこの論もまた成立しえない。あくまで神功紀62年条所引『百濟記』の原文を忠実に考えるとすれば、上述のように解釈しうる余地があるにすぎない。上述のようにみるとすれば「沙至比跪」を「葛城襲津彦」と同一人物とみなしえない解釈の成立する余地があるのである。

このように葛城襲津彦の实在説に疑義をさしはさむ余地のあることを記して、葛城襲津彦の实在性の検討を終え、雄略天皇の实在性の検討に移りたい。

(五)

雄略天皇の实在はすでに述べたとおり、埼玉県行田市稲荷山古墳出土鉄剣銘の「獲加多支鹵大王」と雄略記の「大長谷若建」・雄略紀の「大泊瀬幼武」が一致することによる。

この見解は岸俊男氏によって発表され³⁹⁾、定説の位置を獲得している。この稲荷山古墳出土鉄

剣銘文に関する論文は莫大で、その早い時期の諸説をまとめた毎日新聞社編『古事記の証明⁴⁰⁾』・東アジアの古代文化編集部編「稲荷山古墳出土の鉄剣銘文をめぐって⁴¹⁾」や、研究史をまとめられた鈴木靖民氏の業績⁴²⁾によってしか諸先学の業績を知りえていないので、この点ではいささか検討を加える資格に欠けることをまず断っておかねばならない。

稲荷山古墳出土鉄剣は全長 73.5 センチの鉄剣で、その表裏に金象嵌の115文字が刻まれている。その銘文は埼玉県教育委員会『稲荷山古墳出土鉄剣金象嵌銘概報⁴³⁾』によれば、表を(イ)・裏を(ロ)として示せば次のようになっている。

(イ) 辛亥年七月中記乎獲居臣上祖名意富比埜其兒多加利足尼其兒名呂已加利獲居其兒名多加
 披次獲居其兒名多沙鬼獲居其兒名半呂比

(ロ) 其兒名加差披余其兒名乎獲居臣世々為杖刀人首奉事来至今獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時
 吾左治天下令作此百練利刀記吾奉事根原也

同『概報』は「訓読の一例」として次のような訓みを記している。

辛亥の年七月中、記す。ヲワケの臣。上祖、名はオホヒコ。其の兒、(名は)タカリのスクネ。其の兒、名はテヨカリワケ。其の兒、名はタカヒ(ハ)シワケ。其の兒、名はタサキワケ。其の兒、名はハテヒ。

其の兒、名はカサヒ(ハ)ヨ。其の兒、名はヲワケの臣。世々、杖刀人の首と為り、奉事し来り今に至る。ワカタケ(キ)ル(ロ)の大王の寺、シキの宮に在る時、吾、天下を左治し、此の百練の利刀を作らしめ、吾が奉事の根原を記す也⁴⁵⁾。

これには『概報』では上代特殊仮名遣いの甲類・乙類を示す符号が付されているが、省略した。また「銘文の読み方については、なお検討を要するので、ここでは便宜的に訓読の書き下し文の一例を示すことにした⁴⁶⁾」との付記がある。

また『概報』の「注釈」の「獲加多支鹵大王寺」の項には、「ところで『獲加多支鹵大王』がワカタケル大王とよめるとすると、日本書紀の大泊瀬幼武、古事記の大長谷若建、すなわち雄略天皇が想起される。記紀の訓は、『ワカタケ』とあって、『ル』音が省かれている。しかし、景行記に、出雲建を『伊豆毛多祁流』とよみ、神武即位前紀に八十梟師を『多稽屨』と訓注しているように、本来は『ル』を略さずによむものであったと考えられる⁴⁷⁾」とある。

同『概報』の「解説」では、「また文章構造は漢文体であるが、人名等には音仮名による日本語の表記が多くあり、八世紀の記紀や万葉集などから復元できる上代語の仮名遣いとは大差があり、推古朝以降の金石文や魏志倭人伝以下の中国史書にみえる音仮名に部分的に一致するものもあるが、体系として一致するものとは認められない。これに対して、日本書紀に引かれた古代朝鮮固有有名(人名、地名、または日本語)等の表記に用いられた音仮名に極めて良く一致するのである⁴⁸⁾」とある。

これら『概報』の見解によって、鉄剣銘は5世紀代の史料であり、「獲加多支鹵大王」は雄略

天皇であることは不動の定説であるかにみえる。しかしたとえば音仮名が古代朝鮮固有名とよく一致するとしても、『紀』所引の古代朝鮮固有名⁴⁹⁾の原資料がいつ成立したかについては既述のごとく見解が並立している。銘文の作製者と『紀』原資料作製者が同系列の人物、たとえば百済系渡来人、であることを論証するものではあっても、時代性を示すものとは解しえないであろう。

また「獲加多支鹵大王」は、「ワカタケル大王」⁵⁰⁾とはよめないとする説や、「ワカタケル大王」とよんでも欽明天皇に比定する説⁵¹⁾もすでに提起されており、岸氏も「一応私は銘文の『獲加多支鹵大王』を雄略天皇にあてて、『辛亥の年』を四七一年に比定するというように考えたのであります。しかし、最初に申したように、わずかな史料から考えるのですから、あくまで一つの試案であります⁵²⁾」と述べておられるように、やはり検討に値する説とすることができよう。

まず鉄剣を出した稲荷山古墳自体についてみておきたい。稲荷山古墳採集の須恵器によって同古墳を450年頃の造営で、2つの埋葬施設のうち粘土槨をその当時のもの、鉄剣を出した礫槨を副葬品の鈎具により471年からそう隔たらない時期のものとする稲田晃氏の見解がある⁵³⁾。同じく稲荷山古墳出土須恵器を使用して、近畿地方では5世紀末から6世紀前葉にかけて生産されたものとする大塚初重氏の見解がある⁵⁴⁾。同じ須恵器でもその年代観に大差があるようである。

粘土槨と礫槨と古墳の関係については、斎藤忠氏は「時間的には粘土槨が古い。しかも礫槨の方は、構造や副葬品の上から考えても、この墳丘の中核のものである。換言すれば、この古墳は礫槨のために築かれたものである⁵⁵⁾」と述べておられる。これに対し大塚氏は「粘土槨と礫槨との間の埋葬年代の開きをどの程度と見るかは、研究者の主観に左右されるおそれがある。それとともに、粘土槨と礫槨の被葬者を、夫婦と考えるか、親子とするか、あるいは親族以外の次期首長を継承した有力者であったのか⁵⁶⁾速断の限りではない」とされる。

また大塚氏は「稲荷山古墳の礫槨の最終年代と、関東の初期横穴式石室の年代関係の究明には、なお若干の分析を必要とするが、これまでの研究成果によれば、稲荷山古墳の礫槨を、先行埋葬形式とすることは妥当な考え方であろう⁵⁷⁾」と述べておられ、礫槨に下限があるかのである。ところが斎藤氏によれば「東国では粘土槨、礫槨が新しいときまで、いわば伝統として用いられているということ。それが東国の古墳文化の一つの特色ではないかということ⁵⁸⁾を思っているんです」と述べておられ、新しいときがいつを指すのか不明であるが、礫槨だけでは年代決定ができないように見受けられる。

考古学の知識に乏しいのでこれらの点は考古学者の教示による以外ないが、大塚氏の「古墳の築造年代あるいは埋葬年代の決定に際しては、もっとも新しい遺物によってなされるべきは、考古学の定石である⁶⁰⁾」という言葉⁶⁰⁾を依りどころとして、なお2点をみておきたい。

その第一点は稲荷山古墳出土の画文帯神獸鏡である。この同範鏡をもつ古墳の下限は高崎市の八幡観音塚の7世紀前半である⁶¹⁾。

第二点は稲荷山古墳出土の桂甲である。同種のものが7世紀前半の行田市の小見真観寺古墳から出土している。⁶²⁾

この八幡観音塚は奈良朝直前とみる説もあり、真観寺古墳を奈良朝とみる見解もある。⁶³⁾ 既述のように考古学者の教示をまつ他ないが、遺物面からは鉄剣を出した稲荷山古墳磔榔に限ってはその下限を8世紀初頭まで幅をもたせうるのではあるまいか。⁶⁴⁾

次に鉄剣銘自体のもつ問題点をあげてみたい。そのひとつは日本のいわゆる初期の文字を有する史料としては、熊本県玉名郡江田船山古墳出土大刀銘と和歌山県橋本市隅田八幡宮蔵人物画像鏡銘がある。⁶⁵⁾ 前者の銘文は「治天下□□□□鹵大王世」と始まり、後者は「癸未年八月日十大王年」と始まるとみるのが一般的理解であろう。両者ともに冒頭部に時期表示として「大王」の語がみえる。鉄剣銘でも「大王」は時期表示に使用されているのであるが、文中に使用され冒頭部にない点が両者と異なる。人物画像鏡銘が「癸未年」と干支表記を用いながら「大王年□弟王在意柴沙加宮時」と重ねて冒頭部に表示するのに対比すれば、銘文の性質にもよるのであろうが、鉄剣銘が文中に「大王寺在斯鬼宮時」と記しているのは、画像鏡銘より後世的な感を受ける。画像鏡の「癸未年」は323・382・443・503・623年などに比定されている。⁶⁶⁾

次に船山古墳出土大刀銘が「治天下□□□□鹵大王」と読めるかどうかについては、「治天下」「鹵」に疑問が呈されている。⁶⁷⁾ もしこう読めるとすれば、「治天下」は「大王」と結合して用いられていることになる。坂元義種氏も注目しておられるごとく、「宮号+治天下+大王」の早い例は、法隆寺薬師造像銘の「小治田大宮治天下大王天皇」である。⁶⁸⁾ これは推古朝を上限として成立した銘であるが、ここでも「治天下」は「大王」と結合して用いられている。⁶⁹⁾ ところが鉄剣銘では「吾左治天下」と「治天下」が「大王」と結合せず、いわば一般動詞的に使用されている。考え方にもよるのであろうが、一般動詞から「大王」に固有のものに変化したとみるよりも、「大王」に固有の「治天下」の用語をくずした使用例とみうるであろう。こう考えれば鉄剣銘は「治天下大王」表現が一般化して以降の、つまり早くとも推古朝以降のものともみることができよう。

このように状況証拠から推測する限り、鉄剣銘は推古朝を上限・奈良朝を下限とする「辛亥年」、つまり651年・711年・771年などに成立した可能性を否定できない。771年は新しすぎるであろうからこれを除外し、推古朝直前の591年を加えることもできよう。⁷⁰⁾ また鉄剣銘の「意富比埜」が孝元記などの「大毘古」・孝元紀などの「大彦」に比定しうるとすれば、『記』・『紀』編纂開始後の711年のみにしぼりうる可能性もある。

これらの年に比定するとすれば、当然「獲加多支鹵大王」は雄略天皇ではないことになる。雄略の実在にもまた疑問を提示しうるのである。

(六)

上述のごとく定説の訓みを採用しても雄略説は疑問であるが、さらに別の訓みが可能であることをも記しておきたい。

鉄剣銘の全文をみると、(イ)の8字目から11字目に「乎獲居臣」があり、(ロ)の11字目から14字目にも再度「乎獲居臣」とみえるのに、(ロ)の40字目は代名詞「吾」を使用し、(ロ)の53字目にもやはり代名詞「吾」が使用されている。ごく普通に考えれば、代名詞の使用法を知っていれば、実名を記すのは一度ですむ筈である。このことからみて、「乎獲居臣」を「吾」とみる定説は再検討の余地を残しているといえる。

ここで銘文にもどって考えてみると、「乎獲居臣」以外の系譜中の人名が「吾」であるとは考えられないから、(ロ)の「乎獲居臣」以下の文中に「吾」を求める必要があることになる。そうすれば人名としうるのは「獲加多支鹵」以外にはないから、定説のように「獲加多支鹵大王」と続けてよまないで、「獲加多支鹵」で切って読めないかを考えてみよう。

銘文は「ヲワケ臣。上祖、名はオホヒコ^{〇中}其の兒、名はヲワケ臣。世々、杖刀人の首と為り、奉事し来り、今のワカタケルに至る。大王の寺、シキの宮に在る時^{〇下}」と、上に傍点をほどこした部分以外は、前に引用した鉄剣銘の『概報』の訓読で読めることになる。銘文をヲワケ臣に対する墓誌の一種と理解すれば、ヲワケ臣の葬儀にあたり彼と何らかの関係を有したワカタケルが、自分を含めた一族の奉事の根原を記した百練利刀をつくらせ、ヲワケ臣の遺骨に奉納したものとみることができるといえる。銘文が墓誌または誄の一種とみる見解はすでに提起されているが、ヲワケ臣が「吾」であるとすれば、生前に死を前提として鉄剣銘を刻ませたという少々無理な理解をせざるをえないといえよう。また墓誌の一種などではないとすれば、通常刻まれるべき吉祥句のない点をどのように理解すればいいのであろうか。

もちろん上述の訓みは試案であって、これにこだわるつもりはないが、試案が仮説として成立しうるとすれば、「獲加多支鹵大王」の人名自体が銘文にはなかったこととなり、雄略天皇に比定する根拠自体がなくなってしまうのである。

以上、5世紀代に实在が確實視されてきた葛城襲津彦と雄略天皇について検討してみたが、その实在はそれほど確實視できるものではなく、疑問をさしはさむ余地が多いことだけは、不十分ながらも論証しえたと思ひ拙稿を終えたい。

註

- 1) 鈴木靖民『古代国家史研究の歩み』(1980年8月) p. 131.
- 2) 上田正昭『大和朝廷』(1967年1月) p. 146.
- 3) 上田正昭 2) p. 123.
- 4) 川口勝康「五世紀の大王と王統譜を探る」(同氏等『巨大古墳と倭の五王』1981年11月) p. 122.
- 5) 川口勝康 4) p. 122.

- 6) 井上光貞『日本古代国家の研究』(1965年11月) p. 51.
- 7) 井上光貞 6) p. 71.
- 8) 井上光貞 6) p. 71.
- 9) 倭の五王については、笠井倭人『研究史・倭の五王』(1973年1月)が1972年までの業績を網羅し、鈴木靖民 1) がその後の業績を含めて要をえた整理をしている。江田船山古墳出太刀銘と隅田八幡宮人物画像鏡銘については、坂元義種「文字のある考古学史料の諸問題」(上田正昭等編『ゼミナール・日本古代史』下・1980年1月)が手ぎわよく諸説を列挙している。天皇陵比定については、たとえば森浩一『巨大古墳の世紀』(1981年8月) p. 17 には「今日なお、考古学界や古代史の領域で、崇神陵とか欽明陵とか特定の人物名で古墳をよんでいるのは、それを信じるのは別にして、少なくとも学問的に信頼するにはたいへん不安である」とある。
- 10) 山尾幸久「日本古代国家の形成過程について(下)」(立命館大学279・1968年9月)。
- 11) 原島礼二「御名代と子代の再検討」(『日本古代王権の形成』1977年9月)。
- 12) 井上光貞 6) p. 57.
- 13) 井上光貞 6) p. 57.
- 14) 池内宏『日本上代史の一研究』(新版・1970年8月) p. 34.
- 15) 末松保和『任那興亡史』(1949年2月) p. 41.
- 16) 笠井倭人「日本文献に見る初期百済史料」(井上光貞等編『東アジア世界における日本古代史講座』第3巻・1981年3月)。
- 17) 津田左右吉「百済に関する日本書紀の記載」(『津田左右吉全集』1963年11月)。
- 18) 坂本太郎「継体紀の史料批判」(『日本古代史の基礎的研究(上)』1964年5月)。
- 19) 三品彰英「百済記・百済新撰・百済本記について」(朝鮮学報24・1962年7月)。
- 20) 井上秀雄「任那日本府の行政組織」(『任那日本府と倭』1973年1月/原載・三品彰英編『日本書紀研究』第2巻・1966年1月)。
- 21) 今西龍「百済史講話」(『百済史研究』1930年5月)。
- 22) 木下礼二「『日本書紀』にみえる“百済史料”の史料的価値について」(上田正昭等編『古代の日本と朝鮮』1974年4月)。
- 23) 笠井倭人 16) p. 227.
- 24) 丁仲煥「『日本書紀』に引用された百済三書について」(井上秀雄等編『古代日本と朝鮮の基本問題』1974年11月)。なお、17)～19)・21)・22)・24)の原載については、笠井倭人16)を参照されたい。
- 25) 山尾幸久「百済三書と日本書紀」(朝鮮史研究会『朝鮮史研究会論文集』第15集・1978年3月)。
- 26) 姜斗興「『日本書紀』所引のいわゆる“百済史料”の資料性」(立命館文学379～381合冊・1977年3月)。
- 27) 井上秀雄「百済三書の史料的価値」(上田正昭等編『ゼミナール・日本古代史』下・1980年1月)。
- 28) 笠井倭人 16) p. 235～236.
- 29) 三品彰英 19)
- 30) 三品彰英「加羅諸國小考——神功紀の加羅七国平定記事について」(『西田先生頌寿記念日本古代史論叢』1960年12月)。
- 31) 三品彰英「上代における吉備氏の朝鮮経営」(朝鮮学報36・1965年10月) p. 6.
- 32) 三品彰英「『百済本記』の撰述年年について」(朝鮮学報36・1965年10月) p. 12.
- 33) 山尾幸久『日本国家の形成』(1977年5月)。
- 34) 山尾幸久 33) p. 52.
- 35) 笠井倭人 16) p. 241.
- 36) 井上秀雄 20) は百済王暦は『百済記』などと別に存したとみ、三品彰英『日本書紀朝鮮関係記事考証

五世紀代二人物の実在性について

- (上)』(1962年11月)などは三書に王暦の記載があったとすることを合わせ考えれば、事情はもっと複雑になるかもしれない。
- 37) すでに坂本太郎氏は¹⁸⁾論文の1961年9月の時点で、「三書の中では百濟本記が最も真实性の濃い記録であるが、それとてなまの記録ではないから、編集のさいに、また書紀に採録するさいに、意識無意識の過誤があったことは認めねばならぬ。史料として用いる場合には、よく前後の事実を勘案し、その過誤を修正する用意を怠ってはならないと思う」と史料批判の重要性を指摘しておられる。
- 38) 坂本太郎等校注『日本書紀(下)』(1965年7月) p. 126 の頭注には「征討の事情は不明」とある。
- 39) 岸俊男「稻荷山古墳出土鉄剣銘の解説」(毎日新聞1978年10月28日号/『遺跡遺物と古代史学』1980年12月に再録)。
- 40) 毎日新聞社『古事記の証明』(1979年6月)。
- 41) 東アジアの古代文化編集部「稻荷山古墳出土鉄剣銘文をめぐって」(東アジアの古代文化19・1979年4月)。
- 42) 鈴木靖民¹⁾
- 43) 埼玉県教育委員会『稻荷山古墳出土鉄剣金象嵌銘概報』(1979年2月)。
- 44) 同43)。銘文についての執筆者は、岸俊男・田中稔・狩野久の三氏である。
- 45) 同43) p. 12.
- 46) 同43) p. 12.
- 47) 同43) p. 16.
- 48) 同43) p. 20.
- 49) 古代朝鮮固有名原資料のうちで、比較的その素性のわかるものは「百濟三書」であろうから、こう記した。
- 50) 鈴木靖民¹⁾によれば、吉田武彦・水野祐説がある。
- 51) 鈴木靖民¹⁾によれば、池上巖説がある。
- 52) 岸俊男「稻荷山古墳鉄剣“辛亥年金錯銘”の解説」(同氏等『考古学の謎解き』1979年4月)。
- 53) 稲田晃「稻荷山古墳の年代をめぐって」(歴史手帖7-4・6/1979年4・6月)。
- 54) 大塚初重「東国古墳文化のなかの稻荷山古墳」(歴史と人物89・1979年1月)。
- 55) 斎藤忠「稻荷山古墳と鉄剣」(歴史と人物89・1979年1月) p. 84.
- 56) 大塚初重⁵⁴⁾ p. 92.
- 57) 大塚初重⁵⁴⁾ p. 52.
- 58) 埼玉新聞社『稻荷山古墳』(1978年12月) p. 10 での斎藤氏の発言。
- 59) この埋葬施設が礫槨とはやや異なるらしいことは、⁵⁸⁾ p. 10 に斎藤氏の発言がある。岸俊男氏は⁵²⁾ p. 10 で「礫床ないし礫槨の中間的なような形の施設」と述べておられる。
- 60) 大塚初重⁵⁴⁾ p. 91.
- 61) 東アジアの古代文化編集部「稻荷山古墳出土の画文帯神獸鏡をめぐって」(東アジアの古代文化19・1979年4月)は同鏡の同範鏡に関する新聞記事をまとめている。なお斎藤忠・大塚初重編著『稻荷山古墳と埼玉古墳群』(1980年6月)の大塚氏によれば、同古墳は7世紀後半とみておられる。
- 62) 註⁵⁸⁾ p. 10 での斎藤氏の発言による。註⁶¹⁾の大塚氏によれば、同古墳は7世紀後半である。
- 63) 金井塚良一『古代東国史の研究——稻荷山古墳出現とその前後——』(1980年11月) p. 303 などによれば、柳田敏司氏らは真観寺古墳を奈良朝まで下るとされ、保坂三郎氏らは八幡観音塚を奈良朝直前とみておられるらしい。
- 64) 定説となっている銘文の読解については、註⁵⁸⁾ p. 10 の金井塚氏の発言に、「私も鉄剣の銘文が出てから間もなく関西へ行つて、狩野久氏(奈良国立文化財研究所)と田中卓氏(同上研究所)の二人に会つて

きましたが、稲荷山古墳の築造時期は五世紀末から六世紀初頭であるということを念頭において銘文を理解したとっております」とある。もしこの時期に幅を持たせるとすれば、異なった銘文理解の出現する余地があると思われる。

65) 註9) 参照。

66) ちなみに註43) は503年説をとる。

67) 坂元義種 9) はこの4文字を□で囲む案を提示する。

68) 坂元義種 9) p. 61.

69) 鈴木靖民 1) p. 210~211 に「治天下」・「宮居名」・「人名」に関する論がある。鈴木氏は鉄剣銘はこの三要素を完備するとされる。

70) 宮田俊彦「稲荷山古墳剣の辛亥年は五九一年ではどうであろうか」(日本歴史373・1979年6月)に問題の提起がなされている。

(本稿は昭和55年度文部省科学研究一般A、3年継続、故木村英一教授主班の科学研究費による研究成果の一部である)